

障害をもつお子さんのための 障害福祉のしおり



1989年国連総会で採択された「こどもの権利条約」は、こどもは「弱くて大人から守られる存在」という考え方から、こどもを「権利の主体」ととらえ、大人と同様に、一人の人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程において保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。そして、条約には、こどもを育てる責任は、まず親にあり、国がそれを支援するということが書かれています。こどもの権利条約は、あらゆるこどもの権利を実現するために欠かせない4つの原則を定めており、日本の「こども基本法」にも取り入れられています。

1. すべてのこどもは差別されない
2. こどもにとって最も良いことを考える
3. すべてのこどもは命を守られ成長できる
4. こどもは自分に関することについて意見を尊重される

すべてのこどもが愛され、適切に養育され、心身の健やかな成長と発達、自立が図られるよう、障害のあるこどもに関する支援・福祉サービスをまとめました。この冊子が、こどもの育ちや暮らしを安定させ、ご家族の支えの一助になれば幸いです。

もくじ

相談窓口 P2

ライフステージごとの支援 P3

障害児が利用できるサービス P6

生活に必要なもの P7

手帳について P7

こどもの医療費について P9

手当について P12

発達相談・就学相談について P15





相談窓口

お子さんの発達に心配なことがあるときや障害があるとわかったときは、まず相談。

こどもの発育・保育について

○大洗町こども課

☎029-212-7560

大洗町港中央26-1 ゆっくら健康館1階

福祉サービスや福祉手帳について

○大洗町福祉課

☎029-267-5111 (内線154)

大洗町磯浜町6881-275 役場庁舎1階

ASD(自閉スペクトラム症)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、知的発達症の診断等について

○県立こども病院 小児神経精神発達科 ☎029-254-1151 水戸市双葉台3-3-1

○愛正会記念茨城福祉医療センター ☎029-353-7171 水戸市元吉田町1872-1

○医療法人南山会酒門診療所 精神科 ☎029-240-1060 水戸市酒門町1577-10

○日立製作所ひたちなか総合病院 小児神経精神発達科 ☎029-354-5111 ひたちなか市石川町20-1

○県立こころの医療センター 児童・思春期外来 ☎0296-77-1151 笠間市旭町654

○茨城県発達障害者支援センターあい ☎029-219-1222 茨城町小堤285-5

こどもの発達に応じたサービス利用、支援計画について

○相談支援事業所大洗町社会福祉協議会 ☎029-266-3021 大洗町港中央26-1

○相談支援事業所風の翼 ☎029-253-3341 水戸市双葉台2-1

○相談支援事業所キララ菅谷 ☎029-298-6071 那珂市菅谷2047-1

○ふくら相談支援事業所 ☎029-229-1951 那珂市中台750-5

○あゆみ園相談支援事業所 ☎029-247-5931 水戸市酒門町4291-4

○相談支援事業所百笑会 ☎029-297-2714 茨城町小鶴1662-1

教育相談、学習支援について

○大洗町教育委員会 ☎029-267-5111(内線351) 大洗町磯浜町6881-275

○県立盲学校(視覚障害)☎029-221-3388 水戸市袴塚1-3-1

○県立水戸聾学校(聴覚障害)☎029-241-1018 水戸市千波町2863-1

○県立水戸特別支援学校(肢体不自由)☎029-247-5924 水戸市吉沢町3979

○県立友部東特別支援学校(病弱・身体虚弱)☎0296-77-0647 笠間市鯉淵6528-1

○県立水戸飯富特別支援学校(知的障害)☎029-229-7453 水戸市飯富町3436-20

○県立水戸高等特別支援学校(知的障害)☎029-269-6212 水戸市下大野町6212

就労について

○茨城障害者職業センター ☎0296-77-7373 笠間市鯉淵6528-66

○水戸公共職業安定所(ハローワーク水戸) ☎029-231-6221 水戸市水府町1573-1

○水戸地区障害者就業・生活支援センター ☎029-309-6630 水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階

？障害福祉サービスについて知りたいときは？

⇒ 大洗町福祉課 ☎029-267-5111(内線154)

⇒ 相談支援事業所大洗町社会福祉協議会 ☎029-266-3021

？障害福祉サービス利用の申請をするときは？ ⇒ 大洗町福祉課

(必要なもの) サービスを受けたい子と保護者のマイナンバーが分かる書類、窓口に来る方の
本人確認ができる書類 ! 受給者証が発行されたら、サービス利用開始です。



ライフステージごとの支援

	在宅移行期	未就学児期	学齢期	18歳～成人期	成人期
保育・教育		幼稚園	小学校・中学校 ・高等学校	大学・専門学校	
		保育所・認定こども園	特別支援学校		
		居宅訪問型保育	学童クラブ		
医療	訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション				
	病院・診療所への通院				
障害福祉	児童発達支援	放課後等デイサービス	自立生活援助 共同生活援助 施設入所支援 療養介護 生活介護 重度訪問介護 訓練系・就労系サービス		
	居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援				
	保育所等訪問支援				
	福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援				
	居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害等包括支援				
	相談支援(障害児相談支援・計画相談支援)				

在宅移行期

入院していた病院からご自宅での生活に移行する時期

在宅移行期の支援

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、薬剤師の在宅訪問等

通院が困難な子のための在宅医療について、

まずは、病院のソーシャルワーカーや主治医に相談してみましょう。

主な相談先

医療機関のソーシャルワーカー、茨城県中央保健所、大洗町こども課、大洗町福祉課、医療的ケア児等コーディネーター

未就学児期 小学校入学前までの時期

日中の居場所はどんなところがある？

親子ふれあいセンターきらきら

☎029-266-2500

お子さんと保護者が一緒に楽しく遊べる施設です。育児相談を随時行っています。

障害福祉サービスを利用するには？

大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

障害福祉サービスを利用するには、申請が必要です。

○児童発達支援

日常における基本的動作の指導や、自活に必要な知識技能を身につけ集団生活への適応のための訓練を行います。

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導や、自活に必要な知識技能を身につけ生活能力の向上のための訓練を行います。

○保育所等訪問支援

障害のある幼児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

保育所や幼稚園を利用するには？

大洗町こども課 ☎029-212-7560

○保育所(認可保育所)

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。

○認定こども園

就学前の子を、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県等の認可または認定を受けた施設です。

○小規模保育事業(0歳児から2歳児まで)

定員6人から19人の少人数を対象に保育を行います。

就学に向けて知っておきたいこと

大洗町教育委員会

☎029-267-5111(内線351)

○就学相談

日常生活の中で知的発達に遅れがみられたり、体が不自由であったり、聞こえや見え方に障害があったり、ことばの遅れがあったり、情緒が不安定であったり、体が弱い等、自分や知り合いの子の教育の場のことで、悩みや心配のある方は、まず、大洗町教育委員会にご相談ください。教育委員会では、障害の内容に応じて、お子さんのことについて一緒に考え、学校の紹介等を行います。

※大洗町には公立幼稚園はありません。他市町村や私立の幼稚園を希望される方は、各園にお問い合わせください。

主な相談先

大洗町こども課、大洗町福祉課、大洗町教育委員会、相談支援専門員

学 齡 期 就学して教育を受ける時期

教育の場としての主な機関

小学校・中学校、高等学校、特別支援学校

放課後の居場所

○放課後等デイサービス(障害福祉サービス)

放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進、その他の支援を行います。

○学童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

主な相談先

各学校の教職員、大洗町教育委員会、大洗町福祉課、大洗町こども課、相談支援専門員

18歳から成人期

教育期間が終了すると、主たる相談先が学校の先生から、相談支援事業所の相談支援専門員へ変わるケースが想定され、スムーズな移行が図れるように準備が必要です。

成人期に向けての支援

○自立生活援助

自宅でひとりで生活できる方に必要な訪問や情報提供、助言を行います。

○共同生活援助(グループホーム)

身の回りのことができる方が共同生活を行う施設で、日常生活に必要な援助を行います。

○施設入所支援

施設に入所し常時介護を必要とする方に必要な援助を行います。

○日中活動系サービス

昼間の活動の支援を行います。

○訪問系サービス

自宅での暮らしや外出の支援を行います。

○訓練系・就労系サービス

自立支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等があります。

主な相談先

各学校の進路指導教職員、大洗町福祉課、相談支援専門員

成 人 期

本人の加齢に伴う心身機能の低下、二次障害、介護者(家族)の高齢化等が生じてくる中で、無理のない生活を維持継続していくための支援が必要になってきます。自分に合ったサービスを選択し、生活の安定と経済的自立を目指します。

成人期の支援

○訪問系サービス

自宅での暮らしや外出の支援を行います。

○日中活動系サービス

昼間の活動の支援を行います。

○施設系サービス

施設での日常生活の支援を行います。

○訓練系・就労系サービス

自立や就労へ向けての支援を行います。

○居住支援系サービス

住まいの場で日常生活の支援を行います。

主な相談先

大洗町福祉課、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所



障害児が利用できる福祉サービス

①児童発達支援

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う通所支援。

【対象】 集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学児

②放課後等デイサービス

授業の終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。

【対象】 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児

※引き続き、当該サービスを受けなければ対象児童の福祉を損なう恐れがあると認められるときは、満20歳に達するまで利用することができる。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して他のこともとの集団生活への適応支援を行う。

【対象】 集団生活への適応度により支援が必要と判断された、集団生活を営む施設等に通う障害児

④障害児入所支援

障害のある児童が施設に入所し、身体を保護され、日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を習得するための支援を行う。

【対象】 身体、知的、精神に障害のある児童

【相談先】 茨城県中央児童相談所

☎029-221-4150

⑤日中一時支援

障害児を一時的に預かり、支援することで、障害児の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減を図る。

⑥移動支援

屋外での移動が困難な身体障害者等が、生活に必要な外出をするときや、余暇活動のための外出支援を行う。外出に係る準備介助、外出中の移動介助、排泄介助等の身体介護を含む。但し、通院には利用できない。

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている重度障害者(児)

⑦訪問入浴

看護師や介護職員が障害者(児)の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行う。

【対象】 自らの入浴が困難な肢体不自由または体幹機能障害を有する重度の障害者(児)で、医師から入浴を許可されている方

⑧居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが障害者(児)の自宅を訪問し、入浴や排せつの介助、調理や掃除等、生活全般の支援や助言を行う。

⑨行動援護

知的・精神障害により、ひとりでの行動が困難な方に対し、危険を避けるために必要な行動の支援や外出時の移動支援を行う。

⑩同行援護

ひとりでの移動が困難な障害者(児)に対し、外出時に同行し移動支援を行う。

⑪短期入所

介護者が病気になったときや心身の休息が必要になったとき等に、障害者(児)に対し、支援施設等に短期間入所してもらい、食事や入浴の支援を行う。

⑫重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い障害者(児)に対して、複数の障害福祉サービスを組み合わせる支援を行う。



生活に必要なもの

補装具・日常生活用具

事前に申請が必要です。世帯の課税状況に応じて費用の自己負担があります。

○申請できる方

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方または難病の指定を受けている方、特定疾患に該当する方

○補装具

身体上の障害を補い、日常生活を送りやすくするための補装具(義足、車いす、座位保持いす等)の給付と修理

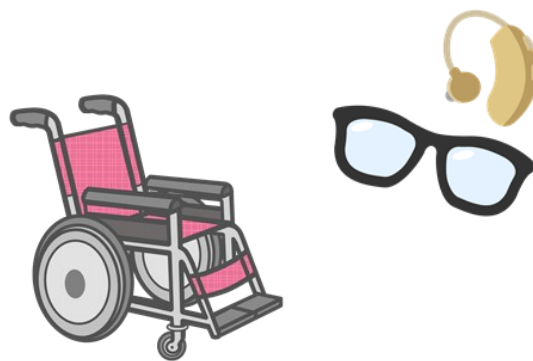
○日常生活用具

日常生活上の不便さを解消するための日常生活用具(入浴補助用具、特殊マット等)の給付

○申請先

大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)



手帳について

療育手帳

「療育手帳」は、知的障害により日常生活や社会生活において制約がある方に、いろいろな支援を受けやすくするために交付しています。この手帳を受けると、税金の控除や公共料金の減免等いろいろな支援が受けられます。具体的には次の3つの要件をすべて満たすものが療育手帳における知的障害となります。

①知的機能の障害

知能検査を実施し、IQ値がおおむね70以下であること

②適応機能の障害

知的機能の障害により、日常生活能力(身辺処理、運動機能、コミュニケーション、作業、移動、余暇活動、仕事等)に支障が生じていること

③18歳未満の発生

知的機能の障害が、発達期(おおむね18歳まで)にあらわれていること

【障害の程度】

マルA…最重度、A…重度、B…中度、C…軽度の4段階に分かれています。障害の程度に応じて受けられる支援も変わってきます。

【申請の相談先】茨城県中央児童相談所

☎029-221-4150

生育歴や日常生活の状態等について詳しい情報を伺います。乳幼児期や児童期の様子が確認できる母子手帳や通知表等をお持ちください。

精神科へ受診歴のある方は、主治医の意見書または診療情報提供書、投薬内容がわかる書類等をお持ちください。

【再判定】

年齢等により再判定が必要となることがあります。再判定時期の3か月前から茨城県中央児童相談所で予約ができます。

身体障害者手帳

身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進のための手帳です。障害の程度により重度のほうから1級から6級までの等級と、第1種と第2種の種別があり、その等級や種別により受けられる支援も変わってきます。

【障害の種類】

- ・視覚 ・聴覚または平衡機能
- ・音声、言語機能またはそしゃく機能
- ・肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- ・心臓機能 ・じん臓機能 ・呼吸器機能
- ・ぼうこうまたは直腸機能 ・小腸機能
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能
- ・肝臓機能

※手帳が交付されるか否かは、医師の診断内容と県の審査を経て決定されます。まずは、かかりつけの医師にご相談ください。

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

- ①診断書： 県指定医師が作成したもの
- ②申請書： 障害の種類により用紙が異なります。福祉課窓口に備えてあります。
- ③顔写真： 1年以内に撮影した3×4cmサイズの証明用写真2枚。脱帽・脱マスク。
- ④申請する方のマイナンバーが分かる書類

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあるために、日常生活や社会生活に制約があることを認定して、交付することにより、精神障害者の自立と社会復帰・社会参加の促進を図るための手帳です。障害の程度により重度のほうから1級、2級及び3級の等級があります。

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

【手帳用診断書で申請する場合】

- ①手帳用診断書： 初診日から6か月以上経過した日付の診断書。精神疾患に係る前医がある場合は、前医の初診日を記載してください。
- ②申請書： 福祉課窓口に備えてあります。
- ③顔写真： 1年以内に撮影した3×4cmサイズの証明用写真1枚。脱帽・脱マスク。
- ④申請する方のマイナンバーが分かる書類

【障害年金証書で申請する場合】

- ①年金番号と年金コードが記載されたもの(障害年金証書、障害年金支払通知等)
- ②申請書： 福祉課窓口に備えてあります。
- ③年金事務所への照会同意書
- ④顔写真： 1年以内に撮影した3×4cmサイズの証明用写真1枚。脱帽・脱マスク。
- ⑤申請する方のマイナンバーが分かる書類

【有効期限】

手帳の有効期限は、町受理日から2年間です。引き続き手帳の交付を希望する場合は、有効期限の3か月前から更新の手続きができます。





こどもの医療費について

医療費助成(マル福)制度

必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院等にかかったときの負担金の一部を公費で助成し、医療費の負担を軽減する茨城県の制度です。医療保険に加入し、所得が一定以下という所得要件があります。大洗町では、さらに公費を投入し、マル福の助成を拡充しています。

小児マル福

【対象】

0歳から18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子。

【助成内容】

保険適用内の医療費(自己負担なし)、入院時の食事代

【申請先】 大洗町住民課

☎029-267-5111(内線163)

【必要なもの】

- ①子の健康保険の資格確認書等
- ②申請者と配偶者のマイナンバーが分かる書類
- ③振込口座番号が分かるもの
(原則、申請者本人名義)
- ④窓口に来る方の本人確認ができる書類

【備考】

所得制限なし

重度心身障害者マル福

【対象】

次のいずれかに該当する子。認定月の初日から当該の障害等級でなくなるまで。

①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方

②身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方

③知能指数が35以下(療育手帳マルAまたはA)と判定された方

④身体障害者手帳3級または4級の交付を受け、かつ知能指数50以下(療育手帳B)と判定された方

⑤身体障害者手帳3級または4級の交付を受け、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた方

⑥精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

⑦精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受け、かつ知能指数50以下(療育手帳B)と判定された方

⑧特別児童扶養手当1級に該当する子

⑨障害年金1級を受給している方(障害児が20歳になってからの手続きです。)

【助成内容】

保険適用内の医療費(自己負担なし)

入院時食事代(~18歳まで)

【申請先】 大洗町住民課

☎029-267-5111(内線163)

【必要なもの】

- ①子の健康保険の資格確認書等
- ②子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書
- ③申請者と配偶者のマイナンバーが分かる書類
- ④振込口座番号が分かるもの
(原則、申請者本人名義)
- ⑤窓口に来る方の本人確認ができる書類

【備考】

所得制限あり

ひとり親マル福

【対象】

①子を養育するひとり親家庭の親と子。申請した日から子が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。

②児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害の状態にある子は、20歳に達した日以降の最初の3月31日まで。

【助成内容】

保険適用内の医療費の一部

(子の自己負担なし、親の自己負担あり)

子の入院時の食事代

【申請先】 大洗町住民課

☎029-267-5111(内線163)

【必要なもの】

①子と保護者の健康保険の資格確認書等

②戸籍謄本(離婚事項の記載があるものから現在までの戸籍)

③申請者のマイナンバーが分かる書類

④振込口座番号が分かるもの

(原則、申請者本人名義)

⑤窓口に来る方の本人確認ができる書類

【備考】

所得制限あり

自立支援医療(育成)制度

身体の障害を除去・軽減するための医療費の

対象となる疾患

- ・視覚 ・聴覚または平衡機能
- ・音声、言語機能またはそしゃく機能
- ・肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- ・心臓機能 ・じん臓機能 ・小腸機能
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能
- ・肝臓機能

※内科的治療のみの場合は対象外です。

自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【対象】

身体に障害のある子で、手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳未満の子。

【費用負担】

1割負担が原則ですが、世帯ごとの所得に応じて、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。入院中の食費(標準負担額)は、原則、自己負担です。

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

①申請書

②育成医療診断書： 指定医療機関発行のもの

③同意書

④健康保険の資格確認書等： 同じ健康保険に加入している家族全員分

⑤同じ健康保険に加入している家族全員分のマイナンバーが分かる書類



自立支援医療(精神通院)制度

通院による精神医療を継続的に要する子に対し、その通院医療の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【対象】

精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する子。

対象となる疾患

- ・症状性を含む器質性精神障害
- ・精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- ・気分障害 ・てんかん
- ・神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ・生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ・成人の人格及び行動の障害
- ・精神遅滞 ・心理的発達の障害
- ・小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

【費用負担】

1割負担が原則ですが、世帯ごとの所得に応じて、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

- ①申請書
- ②精神通院医療診断書
- ③健康保険の資格確認書等： 同じ健康保険に加入している家族全員分
- ④同じ健康保険に加入している家族全員分のマイナンバーが分かる書類



小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第19条の2に基づき、こどもの慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を県が助成し、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

【対象】

小児慢性特定疾病801疾病(ほか包括的な疾病57)に罹患している18歳未満の子。

但し、18歳到達時点において本制度の対象で、かつ、引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満の方も対象です。

※対象者の保護者が県内に居住していること。

【対象となる疾患】

対象となる疾病は国が指定した16疾患群801疾病(2025.4.1時点)です。各疾病には、一定の対象基準(疾病の状態の程度)が設けられています。全疾病名と対象基準については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ(<http://www.shouman.jp>)をご覧ください。

【申請先】 茨城県中央保健所

☎029-241-0100





手当について

児童手当

【対象】

0歳から18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子を養育している方。

【手当額】

3歳未満の第1子、第2子:月額15,000円
3歳から18歳の第1子、第2子:月額10,000円
0歳から18歳の第3子以降:月額30,000円
※申請日の翌月から支給対象期間になります。

【申請先】 大洗町住民課

☎029-267-5111(内線163)

【必要なもの】

- ①申請者の健康保険の資格確認書等
- ②申請者と配偶者のマイナンバーが分かる書類
- ③振込口座番号が分かるもの
(申請者本人名義)
- ④窓口に来る方の本人確認ができる書類

児童扶養手当

【対象】

次のいずれかに該当する「児童」を監護している(保護者として生活の面倒を見ている)父母等。「児童」とは、18歳に達した日以降最初の3月31日までの子。

または心身に概ね中度以上の障害がある20歳未満の者をいいます。

【手当の対象となる児童】

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③政令で定める障害のある児童
- ④父または母が生死不明な児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

【申請先】 大洗町住民課

☎029-267-5111(内線163)

【必要なもの】

- ①請求者と対象となる子の戸籍謄本
※父母の離婚等の請求事由及び該当年月日が確認できるもの
- ②請求者と子のマイナンバーが分かる書類
- ③窓口に来る方の本人確認ができる書類
- ④年金証書または年金支払通知書の写し
※受給者または申請中の方のみ
- ⑤振込口座番号が分かるもの

【手当額】 令和8年度

- ①基本分(第1子)
全 額 48,050円(月額)
一部支給 48,040円~11,340円(月額)
- ②第2子以降加算分
全 額 11,350円(月額)
一部支給 11,340円~5,680円(月額)

障害児福祉手当

【対象】

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度の障害児。

【手当額】 ※令和8年度 月額16,560円

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

- ①障害児福祉手当認定請求書
- ②所得状況届

③障害児福祉手当認定診断書

(省略できる場合があります。)

④戸籍謄本 1通

⑤口座振込依頼書(障害児本人名義に限る。)

⑥身体障害者手帳または療育手帳※所持者のみ

⑦保護者のマイナンバーが分かる書類

【備考】 次の項目に該当する方は、対象外です。

- ・受給資格者本人またはその配偶者、もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上である。
- ・福祉施設等に入所している。

在宅障害児福祉手当

【対象】

20歳未満の障害児を監護・養育している保護者。

【手当額】 月額3,000円

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

- ①申請書
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

③振込口座番号が分かるもの

(原則、保護者本人名義)

④窓口に来る方の本人確認書類

【備考】 次の項目に該当する方は、対象外です。

- ・子が施設に入所している。
- ・障害児福祉手当を受給している。
- ・障害者手帳の有期認定期間(有効期限等)が過ぎている。
- ・子が自宅から離れて生活の拠点を移した。

大洗町難病患者福祉手当

【対象】

指定難病特定医療費受給者証

小児慢性特定疾病医療受給者証

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

をお持ちの方

【手当額】 月額3,000円

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

①申請書

②受給者証の写し

③振込口座番号が分かるもの

(原則、保護者本人名義)

④窓口に来る方の本人確認書類





手当・年金について

特別児童扶養手当

【対象】

心身に障害のある20歳未満の子を家庭で養育している父母または養育者。

【手当額】 ※令和8年度

1級:月額58,450円、 2級:月額38,930円

【申請先】 大洗町福祉課

☎029-267-5111(内線154)

【必要なもの】

①特別児童手当認定請求書

②請求者と対象となる子の戸籍謄本

※交付日から1か月以内のもの

③特別児童手当認定診断書

※申請日から2か月以内に発行されたもの

(障害者手帳の提示により省略できる場合があります。)

④振込先口座申出書

※金融機関が証明したもの

⑤振込口座番号が分かるもの

(請求者本人名義に限る。)

⑥身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

⑦請求者と子のマイナンバーが分かる書類

【備考】 次の項目に該当する方は、対象外です。

・請求者またはその配偶者および扶養義務者の前年の所得が一定額以上である。

・子が施設に入所している。

・子が法に定める公的年金を受給している。

※障害児福祉手当、児童扶養手当との併給は可能です。

20歳前障害基礎年金

【対象】

初診日が20歳未満であること

生まれつきの障害、または20歳までに初診日がある病気やケガ(知的障害、ダウン症、肢体不自由など)

【申請のタイミングと手続き】

20歳の誕生日の前日以降

【相談先】大洗町住民課

☎029-267-5111(内線159)

【必要なもの】

①年金請求書

②医師の診断書

③病歴・就労状況等申立書

④受診状況等証明書

(初診と現在通院している医療機関が異なる場合)

(生まれつきの障害の場合は省略)

⑤振込口座番号が分かるもの

(請求者本人名義に限る。)

⑥身体障害者手帳、療育手帳のいずれか





発達相談・就学相談について

健康診査・健康診断のスケジュール

月齢・年齢	名称	内容	場所
0～2か月	乳児家庭全戸訪問	体重測定、育児相談	新生児のいる個人宅
1か月	1か月児健康診査	内科健診	医療機関
3～12か月	乳児一般健康診査	内科健診(期間内に2回)	医療機関
1歳6か月	1歳6か月児健康診査☆	身体測定、内科診察、歯科診察、 歯科指導、保健・発達相談	ゆっくら健康館 (こども課)
2歳	2歳、2歳6か月児 歯科健康診査☆	歯科診察、歯科指導、 保健・発達相談	ゆっくら健康館 (こども課)
3歳	3歳児健康診査☆	身体測定、内科診察、歯科診察、 歯科指導、尿検査、視聴覚検査、 保健・発達相談	ゆっくら健康館 (こども課)
5歳	5歳児健康診査☆	身体測定、集団活動、保健相談、 専門相談(発達・教育・栄養)、 講話(栄養・歯科・就学)	ゆっくら健康館 (こども課)
5～6歳	就学時健康診断☆ (小学校入学前年の10月)	内科検診、歯科検診、視力検査、 聴力検査、発達検査	ゆっくら健康館 (学校教育課)

☆個別に通知が届きます。

○入学通知(小学校入学前年の12月) 就学する小学校の入学通知書が届きます。

各種相談・育児教室

○乳児家庭全戸訪問 助産師・保健師がお子さんの生まれたご家庭を訪問し、発育状況の確認と育児相談をお受けします。

○乳児健康相談 身体計測や離乳食の講話、育児相談を行います

○育児相談 未就学児を対象に、月1回の身体計測、育児相談を行います。

○発達相談 お子さんの発達や気になる行動等を、公認心理士に個別に相談できます。

○イルカ教室 発達の特性が気になるお子さんなどを対象にした小集団の親子教室です。

問合せ先 大洗町こども課 ☎029-212-7560

○親子ふれあいセンターきらきら ☎029-266-2500 大洗町磯浜町1131-6

親子と一緒に楽しめる居場所です。育児相談もお受けします。

○親と子の相談室すくすくなぎさ ☎相談専用029-267-3190 大洗町教育センター

教育や育児の心配ごとについて、教員経験のある相談員や臨床心理士が相談をお受けします。

就学相談

日常生活や保育園等での集団生活の様子や、就学時健康診断の結果から、気になるお子さんが対象となります。教育委員会職員が保護者と面談し、お子さんの可能性を最大限に伸ばすために、どのような教育環境・方法が必要か一緒に考えます。

○相談先 大洗町教育委員会 ☎029-267-5111(内線351)

大洗町教育支援委員会

医療、保健、福祉の分野と連携しながら、こどもの障害の状態、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門的視点や学校・地域の状況を踏まえ、こども一人ひとりの学びの場について判断します。

また、乳幼児期の早期からの教育相談・支援や、就学後の一貫した支援についても助言を行います。年3回の審議会を開催しています。



○大洗町教育センター 特別支援教育、適応指導教室等の教育相談をお受けします。

☎029-267-3674 大洗町磯浜町6881-192

多様な学びの場・柔軟な体制づくり

○大洗町立小・中学校（通常学級 通級指導教室 特別支援学級）

通常学級のほか、学習障害やADHD(注意欠如、多動性障害)等に対応した通級支援があります。

○特別支援学校(P2参照)

視覚、聴覚、肢体不自由、知的等、様々な障害に対応した県立の特別支援学校があります。



「ヤングケアラー」をご存じですか

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や、病気や障害のある家族の世話を日常的に行っていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかったりする未成年のことを指します。

家事の内容は、食事の準備や洗濯等のほか、幼い兄弟の保育園送迎や、祖父母の介護等と多岐にわたりますが、家族としてあたりまえの行為であるとの認識から、その8割以上が、自分がヤングケアラーであると認識していません。

ヤングケアラーの実態を把握しやすい立場にあるのは、ヤングケアラー本人が通っている学

校の教師ですが、家庭のことは個人情報の問題もあり、本人から話がないと踏み込めないのが実情です。当のヤングケアラーも、学校のような同質性の高い集団では、周囲に合わせるのが苦しくなってくることで、友人たちに介護の話をして、共感してもらうことは難しいことから、誰にも話せずに孤立を深めていく悪循環に陥りがちです。こうしたことから実態把握が難しく、問題が表面化しにくいのが現状です。

ヤングケアラーの負担を軽減し、教育を受ける権利を守り、健やかに成長する環境を整えるためには、ヤングケアラーを早く見つけ、家族の世話を託せる福祉サービスにつなぐことが必要です。

